

令和 年 月 日

国立市長 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名 (押印省略可)

通 知 書

下記のとおり、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

工事名： 令和〇年度市道〇〇〇〇号線道路改良工事

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※： (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： (例) 報道等の URL を記載又はファイル添付

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載。

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※： (例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先： (例) 報道等の URL を記載又はファイル添付

※ 天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載すること。

その他連絡事項（空欄可）

(自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとします。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体等により作成、更新をされた一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一つの資材業者の口頭のみによる情報等、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は建設業法第20条の2第3項により、契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の契約の規定に基づいて対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の契約の規定に基づき、契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。